

経済産業省

## 第7回 データの越境移転に関する研究会 議事要旨

<日時> 令和4年11月11日(金) 14:00~16:00

<場所> オンライン会議 (Teams) 野村総合研究所主催

### ■ 出席者 (敬称略)

#### <座長>

山本 龍彦 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

#### <委員> (50音順)

渥美 裕介 株式会社日立製作所 システム&サービスビジネス統括本部  
経営戦略統括本部 渉外本部 渉外企画部 部長

生貝 直人 一橋大学大学院法学研究科 准教授

北村 朋史 東京大学大学院総合文化研究科 准教授

鬼頭 武嗣 一般社団法人 Fintech 協会 代表理事副会長

工藤 郁子 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター  
プロジェクト戦略責任者

黒崎 将広 防衛大学校総合安全保障研究科 教授

佐藤 元彦 楽天グループ株式会社 渉外室 シニアマネージャー

沢田 登志子 一般社団法人ECネットワーク 理事

鈴木 俊宏 日本オラクル株式会社 事業戦略統括  
スタンダードストラテジー&アーキテクチャ/ポリシー担当  
シニアディレクター

田丸 健三郎 日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員  
技術統括室 ナショナルテクノロジーオフィサー

藤井 康次郎 西村あさひ法律事務所 弁護士

藤原 輝嘉 トヨタ自動車株式会社 デジタル変革推進室 グループ長

増島 雅和 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

若目田 光生 一般社団法人日本経済団体連合会 デジタルエコノミー推進委員会  
企画部会 データ戦略ワーキング・グループ 主査

#### <オブザーバー>

個人情報保護委員会事務局、デジタル庁、総務省 国際戦略局、外務省 経済局

#### <事務局>

経済産業省 商務情報政策局 国際室、株式会社野村総合研究所 (NRI)

## ■ 議事次第

---

### 1. 開 会

- (1) 開会・資料確認（事務局）

### 2. 議 事

- (1) 委員からの発表及び質疑応答

- ① 黒崎委員（防衛大学校総合安全保障研究科）

- (2) 本年度報告書のとりまとめ方針（案）について（事務局）

### 3. その他（事務連絡）

### 4. 閉 会

## ■ 配布資料

---

### 議事次第

【資料1】黒崎委員説明資料

【資料2】事務局説明資料

## ■ プレゼンテーション及び討議要約

---

### 1. 開会

#### (1) 開会・資料確認及び議事運営について（事務局）

事務局から開会が宣言された後、資料の確認及び議事運営についての説明が行われた。

### 2. 議事

#### (1) 各委員及び事務局からの発表及び質疑応答

黒崎委員から【資料1】に基づいた発表が行われた。

- 各国が、DFFTの実現の為に不可欠な各国制度の相互理解を深め、これにより企業のコンプライアンスコストを削減する場として、①DFFT Stakeholder Dialogue と②DFFT Intergovernmental Meeting の設置が提案された。
- ①DFFT Stakeholder Dialogue は、DFFTに関わるステークホルダーと規制当局の対話の場である。民間企業を含むすべてのデータ利活用者が、各国の法規制の運用にかかる予見可能性を獲得し、越境移転に伴うコンプライアンスのコストを軽減できる機会を提供する。併せて、RegTechなど規制・国際規範の在り方に関するアイデアを、民間側から各国の規制当局にインプットする場を提供する。
- ②DFFT Intergovernmental Meeting は政府間の協議の場であり、データローカライゼーションの理由となる機微な事項等について、政府間で非公開の意見交換・情報共有・政府間協議をする機会を提供する。併せて、DFFT Stakeholder Dialogue で示された民間の問題意識や規制のアイデアを踏まえて、各国国内制度をハーモナイズ・標準化するためのルールメイキングの可能性を模索する機会を提供する。
- 上記二つのフォーラム設置に関する各国の賛同を得る際の留意事項として、①負担の問題、②非公開性、③Non-exclusiveness（特定の国を排除しないこと）、Inclusiveness（包括的なアジェンダ設定の場であり、特定の論点に焦点を当てないこと）、Non-contextualization（G7中心の視点（巨大テック企業の論点など）に終始しないこと）、non-politicization（非政治的であること。外交交渉とは、切り離されること）、④成果文書の公開、の四点が挙げられた。

#### <DFFT 枠組の財源>

- 二つのフォーラムを設置するアイデアは興味深く、同時にフィージブルな提案であると感じた。その中で予算に関して伺いたい。DFFT Stakeholder Dialogue について、主に民間側から、プロジェクトファイナンスのようなイメージで、プロジェクトひも付きで予算と人材を確保し、事務局がそれを適切に管理して DFFT Intergovernmental Meeting にアイデアを上げていく、というような仕組みもありうる、と考えている。利益相反など様々な懸念はあるとは思いますが、そういった仕組みはありうるか、ご意見を伺いたい。
- ➔ 予算の問題は非常に重要である。財源が特定のリソースに依存してしまうと、今回提案したような目的は実現できなくなる。人権・人道分野であれば、赤十字国際委員会といった公平性・中立性を掲げる存在が寄付を募る点が非常に重要になる。常に各国、各企業を回って、活動に

共感した相手から、用途を指定されない寄付という形でお金を募っている。DFFTにおいて相当する存在があるのか、特定の国がそういった役割を果たせるのかという点は、疑問の残るところではある。第三者機関として何かしらの基金、ファンドを組成するといった工夫は必要になると考える。DFFT Stakeholder Dialogueに係るコストについては参加する国・企業がそれぞれ負担するとして、全体の運営については、やはり第三者的なファンドのようなものが必要になる。人権・人道分野では、特定国・企業に依存しないように、極めて注意して動いている。

#### <DFFT に巻き込む国の順序>

- 欧米と非欧米をつなぐ役割が日本に期待されているという指摘に強く共感する。Inclusiveness のような特定国を排除しない、という方向性にも賛成する。ただし、G7 の先で最初にどの国に声をかけていくかは、DFFT という取り組みの見せ方として重要と考えている。非欧米をつなぐという意味でも、日本と地理的に近接しているという意味でも、アジア、ASEAN を巻き込んでいきたいという思いがある。アジアが検討に入るかという点も含めて、ご意見を伺いたい。
- G7 から始める時点で、ある種の印象を払拭することは既に難しいだろうが、いずれにしても最初に組む相手が DFFT の印象を左右するため、注意が必要という指摘はその通り。中国がデータセキュリティ法等を制定し内向きになる中、今回の研究会でもたびたび名前の挙がったベトナム、インドネシア等の ASEAN に重点を置いていくべきだと認識している。カンボジアも、部分的には日本よりもデジタル化が進んでいるという話も聞く。最初かどうかという話とはまた別だが、ビッグテック擁護のような印象を持たれないためにも、そういった国に対して積極的に声をかけていくべきだろう。

#### <Global Partnership on Artificial Intelligence (GPAI) >

- 二つのフォーラムを設置するという提案に関連して、類似する形式は、Global Partnership on Artificial Intelligence (GPAI) においても実践されており、国際官民連携枠組としてかなりうまく機能していると認識している。テーマ設定の自由度、また専門知のインプットという観点でベンチマークになる枠組であると、外から見ていると感じる。GPAI のような先行する官民連携枠組を参考にすれば、よりよいものになるのではないかと。もし GPAI の内部に通じている方がいれば、外からは見えない課題感や限界も明らかにできるかもしれない。
- マルチステークホルダーのレイヤーとマルチラテラルな国家のレイヤーで、様々なプロジェクトを回していくという意味において、提案された二つのフォーラムが GPAI に類似するという指摘に同意する。GPAI における経験を成功も課題も含めて共有しながら進めるのがいいのではないかと。政府が用意したテーブルにおいて様々な民間事業者が議論し、共同規制という政策手法を研究対象にしている立場からコメントすると、政府関係者を巻き込むインセンティブ設計も大事だが、それ以上に、民間を巻き込み、活発に活動をしてもらうインセンティブの設計が重要と考えている。GPAI のような枠組において、企業がコストをかけて人的リソースを提供してくれる場合もあれば、そうでない場合もある。プロジェクトが上手く回っているように見えても、その実、特定の有識者による献身的な努力がそれを支えているケースも往々にしてある。諸外国を見ていると、特に国益にかかわるようなテーマが相当数存在することもあり、政府機関がマルチステークホルダー側のフォーラムに大きく資金をつけたたり、あるいは政府関係の機関（日本における独立行政法人に相当する組

織等)が、マルチステークホルダーの中で中心的な役割を果たし、事務局としての役割も含めて回していたりするケースもある。外部性の高い公益的な活動に対して、民間の自主的な貢献、献身をどこまで求めるのかは議論の余地があり、政策として本格的に進めていく場合、それだけに頼らない仕組みが必要になる。民間への支援や財政支出といったインセンティブを国家としてどのように考えていくかは、枠組を設計する際に重要な論点になる。

→ 提案したフォーラムの設置によって、プライベートセクターにどのようなインセンティブが働くかという点は、是非議論したかった点である。マルチナショナル、マルチステークホルダー双方のインセンティブを考えることなくして、この枠組の実現はないと考えている。引き続き、ご意見を伺いたい。

### <民間が期待する DFFT Stakeholder Dialogue の機能>

- 民間企業、特にスタートアップの観点から意見を述べる。データに関わるビジネス、スタートアップに身を置く者の感覚として、ビジネスをする国や法域の選択肢は非常に広がっている。すると、ある国独自の規範・規制を変えていく時間軸を選択するより、自分がやろうとしているビジネスがやりやすい法域を選択する方が、経営上正しい判断になる。従って、DFFT Stakeholder Dialogue に関しても、規制情報をインプットしていくより、今ある規制をグローバルで横並びに(比較可能と)することで、最適な規制・規範というのが選ばれていくという、双方向的かつスタートアップの時間軸に合う形で実装できれば、より受け入れやすいものになるのではないかと。
  - プライベートセクターも加わって議論するというアイデアに賛同する。弊社の様な製造業に従事して様々な国でビジネスをする企業の観点から見ると、このような場で色々な課題を共有できる機会を得られるのはとても嬉しい。一方で、官の側からどんなことを聞きたいのか、この場で議論したいところでもある。民間は、既に指摘されたように、法律・規範のあり方やアイデアよりも、今ある規範の中で、どの国でどういうビジネスをして行くのかを考えざるを得ない。昨年、中国のデータセキュリティ法がビジネス上の課題であるという話をした。そのような場合、データの越境に対する障壁ができて損をするのは必ずしも中国だけではない。中国企業が、現地の雇用を吸収するというケースもある。大きいマーケットに寄って、小さいマーケットは諦めるというような0か1の話になりがちの中で、0と1の間の議論がグローバルでは大事だと考える。例えば、東南アジアには様々な国が存在しており、データ流通の際に障壁があるためサービスが出来ない、品質改善が出来ないというケースがある。そういった状況を改善できれば顧客のためにもなるし、雇用が広がる可能性がある。提案されたフォーラムにおいては、個別では解決しにくい、このようなトピックを議論することが大事になるのではないかと。
- 基本的に DFFT Stakeholder Dialogue の重要性を裏付ける趣旨のコメントだと認識した。既存のルールをつくっていくよりも、国家がプライベートセクターに対して、例えば「我が国の現行法制はスタートアップに適した環境である」ということを売り込む場、法域の選択を簡単にする場として機能するという側面は、もしかしたらあるのだろう。そういった側面が、官の側が参加するインセンティブに一定程度つながっていくかもしれない。プライベートセクターと官の側が直接対話する場として、何かしら次のステップ、可能性を導く場になればいいという感触を持った。

## <民間における DFFT Stakeholder Dialogue 参画のインセンティブ>

- DFFT Stakeholder Dialogue は重要だと考える。インセンティブという話があったが、その見せ方はなかなか難しいと感じている。潤沢なリソース（人とお金）を持つ、限られた企業・団体が場を支配するような懸念は存在する。声掛けしても集まってくる企業が限られるようなケースがあるのではないか。そういう意味では、政府からのサポート等があれば、特定の組織や団体への偏りはなくなるかもしれない。インセンティブの例として、ヨーロッパで欧州委員会や消費者団体などと一緒に行動規範を作っている経験に照らすと、「将来の規制の先取り」があげられる。DFFT の文脈で、民間企業に対してどういうインセンティブ訴求をするかというのは、悩ましいところだと感じる。
- 民間企業の関わり方で真っ先に思いつくのは、サイバー空間でビジネスが完結しているタイプの企業である。GAF A、若しくは、メタバースやブロックチェーン、フィンテック関連のビジネスを展開しているこうした企業は、結局どこの国のルールを守るのか、という問題に一番直面しやすいのではないか。これらの企業にとっては、政府の方々と直接エンゲージができるという場があることに、強い魅力を感じるのではないか。他方、日本企業を含めてリアル空間でグローバルにビジネスを展開している企業が規制について照会する場合もある。民間の関心ということでは、大きくこの二つのパターンに集約されると推察する。先ほども指摘があったように、GAF A のような企業がこういう場を徹底的に利用してくることもあり得るし、または、あまり意味がないとなれば無視をされて、枠組が頓挫することもあり得る。民間からのエンゲージメントをどう戦略的に訴求していくか、非常に重要である。
- 研究会の中で企業のペインポイントとして特定された通り、規制対象となるデータの定義は各国の法制度によってばらつきがあり、また曖昧でもある。そういった状況を解消できるのであれば、民間企業が DFFT Stakeholder Dialogue に参画するインセンティブになるのではないか。国際的なルールメイキングは、各国の利害関係の調整を意味するので、対話の場の設置が全てを解決するものではない。しかしこういった場を使えば、民間企業と、規制当局が直接対話し、規制の解釈等に関して理解を深めることができる。あるいは企業側から、越境データ移転を伴う事業やサービス等が相手国の経済的利益につながることを説明し、障壁の解消につなげていけば良い。他方、官民対話で議論するわけではないが、コンプライアンスコスト、法令遵守というところでは、やはり明確に適合していることが担保されないと、企業としての懸念は払拭できない。最終的には DFFT Intergovernmental Meeting で制度につながっていくことを期待するものの、対話だけではなかなか解決できないとの懸念は残る。

## (2) 本年度報告書のとりまとめ方針(案)について(事務局)

事務局による【資料2】に基づいた発表が行われた。

- 事務局(NRI)から、昨年度報告書において抽出された五つの論点(透明性、技術・標準化、相互運用性、補完性、DFFT具体化の履行枠組みの実装)に則って構成された報告書とりまとめ方針(案)について説明がなされた。
- 事務局(経済産業省)から、実装パートに関連し、政府側にアカウンタビリティ、つまり説明責任を要請するというプレゼンが委員からあったが、説明責任を政府に要求するその論理として、WTOをはじめとする通商法のように「規範・義務」に基づくものとして議論するのか、規範・義務を求めるのであればその基盤は何か(国内法上の議論なのか、国際一般規範のようなものなのか)、あるいは「政府が得る利益」を強調するのか、特に議論してほしい旨、補足された。

### <政府側にアカウンタビリティを要請するロジック>

- アカウンタビリティを要請する論理が義務・規範のようなものかベネフィットか、という点については、出来るだけベネフィットを強調する方向にもっていくべきと考えている。またマルチステークホルダーを考えると、民間のビジネスだけでなく、もう少し広げて、消費者や市民を含めて考えていけると政府にとってもメリットが見えやすい、と推察する。国境を越えたデータ流通はビジネスだけではなく、一般市民にとっても重要、というシンボリックかつ誰も反対できない具体的な事例を一つでもいいのであげられれば、受け入れられやすい提案になる。事例は政治的ではない方が良いため、環境や災害対策といった分野が妥当。医療そのものだとメリットは見えやすい一方、センシティブ過ぎる側面もある。これらを踏まえて、例えば、新たな感染症が流行しそうな兆しが見えたとき、各国ごとに感染スピードを予測し、ロックダウンの要否を導く計算に関する知見をもつ海外の研究機関にデータを渡すようなことを想定する。その時、各国の年齢構成や地域別の人口分布、あるいは市民の日常の移動範囲といったデータが必要とされる。そういった元々は個人情報から発生したデータを国外のサーバー、特にクラウドにおいて分析するにあたって、適用される規制、データ移転が可能となる条件等が明確であれば、その国にとって有益な情報を得られる、というストーリー、ニーズをわかってもらう具体例を出せないかと考えている。
- 規範かベネフィットかという点については、両面あるのではないかと。規範あってこそそのベネフィットであり、どこを閾値に持つかという点については各国でレベル感の違いはあるだろうが、そののアラインメントはDFFT Intergovernmental Meetingで議論するものと理解している。その上でベネフィットは何かという点は、DFFT Stakeholder DialogueやDFFT Intergovernmental Meetingで議論されるのだろうが、どちらか一方ということではない。先ほどのパンデミックを例にとったストーリーとの関連で共有すると、ある企業がヨーロッパ、アメリカ、日本、アジアパシフィックにおいて、データを集めて臨床試験の管理を迅速に実施したという事例等も出ているので、ユースケースとして出していけるのではないかと。やはり規範があって、その上のベネフィットを最大限に活用しようということ为例示しているはずである。
- アカウンタビリティに関して、規範として守るべきと考えるべきなのか、あるいはベネフィットがあるという理屈で行くべきなのかについて、個人的には後者に重点を置くイメージである。他方、トレードの世界では、後者があるからこそ前者の規範としてのアカウンタビリティが重要だという

のがルール化されているという建付けになっていると認識している。トレードフローを促進していくという伝統的な通商法の考え方（昨今はそこについてもう少しバランスを取るべきという意見も出ているのは承知しているが）において、各国の規制内容が分からないと萎縮効果が生じるとされているのは、長年の知恵の蓄積によると捉えている。そういう意味で、データのフローを促進したのであれば、それに関する制約となる規制は透明にしておかないといけない。だからこそ、通商ルールでそれが国際ルール化されている。ベネフィットを実現するために、それをルール化している関係と理解している。提案されたフォーラムを新しく立ち上げる時、新しい義務を課したいからフォーラム立ち上げるというロジックは、懸念されている通り、あまり響かない。新しく取り組みを始めるための宣伝文句、打ち出し方はやはり企業側にも政府側にもベネフィットがあるからやろう、という形になるのではないか。忘れられがちであるが、政府にとって規制を透明にする一番のメリットは、当該規制の遵守が確保されやすくなることだと考えている。特にデータフローのように政府の監視が非常に難しい対象は、ルールが不明確、もしくは不明であった時、より守られにくいのではないか。データの越境移転について、政府が本当にきちんと規制をかけたいのであれば、国内の言語が分かる人とか、政府に近い人とか、遵法意識の高い人だけが、そのルールの内容を一生懸命調べて理解している状況より、政府からある程度わかりやすくルールを対外的、さらには国際的にも明らかにしておかないと、規制が順守される保証がますます低くなっていく。そこは監督官庁としてもルールを広く明らかにしておかないと順守されないところがあるので、透明性やアカウントビリティを高めることは、自国の規制目的を実現する上で非常に重要だと認識している。もう一点、アカウントビリティは「初めに大きく掲げたから取り組まないといけない」というよりは、むしろ今回実装で提案された内容に取り組む中で、結果として高まっていくものと考えている。アカウントビリティを大上段に構えて、みんなで新しい取り組みをすべきだということを強調しているわけではない。取り組んだ結果として、官対官でも、もしくはマルチステークホルダーベースでもアカウントビリティが高まる、そういう制度設計、仕掛けを提案する趣旨で申し上げている。大上段に構えるかという点について、特段予断はしていない。大上段に構えるとしても、書くとするならば、国際協定の前文のように「透明性やアカウントビリティがデータフローのもたらすベネフィットやポテンシャルを最大限引き出すために有益であることを”意識して”あるいは”認識して”」といった recognize などのニュアンスが妥当であり、oblige（義務づける）というニュアンスではないと考えている。

- アカウントビリティに関してコメントする。DFFT 実現のためのアカウントビリティ、となると手段になってしまう。しかし目的のところに戻ると、例えば自動車の例で言えば、素材から製品利用まで全体を通じてトレーサビリティを担保しようとしているが、データの流れはグローバルでなかなか一貫通貫にならない。ただ、これはデータだけの話ではなく、上手くデータを流すことによって自動車のような製品、モノ・人が動き、各国で様々な価値が生まれる、という話だと考えている。そういった観点を入れて行くと、アカウントビリティに関するベネフィットが一つ言えるのではないか。逆に、アカウントビリティが無い場合、何が起こるかと言うと、企業は法規が決まらないので、ギリギリまで引きつけて最低限の対応だけしてなんとか乗り切ろうとする。大きな投資は控えて、何とか辻褃合わせるといったネガティブな状況が生まれる。各国政府が、自国の産業を発展させる上で、そういうことがしたかったのではないはず。データを動かし、様々な価値を目指す



社会で、そのためのアカウンタビリティという風に、語れたら良い。

- 規範なのかベネフィットなのか、という点について、コメントする。やはり国益に関わる以上、ベネフィットをまず先に持ってこないといけないと考える。西と東によるグローバルサウスの取り合い、例えばデジタルシルクロードなどで、実際にさまざまな財政の支援を含めて、陣営のある種の取り合いが起こっている中、特に途上国をどう巻き込んでいくかという文脈では、さまざまなベネフィットを考えていく価値が、少なくとも中長期的にはあると感じている。ただし、規範はやはり重要である。その規範の理論について、もう少し複雑に考えるのが、重要なのではないか。データが自由流通すると、アカウンタビリティを高めると、各国に利益がある。多分、それはその通りなのだが、しかし、デジタル貿易の中で様々な向きの議論があることはすでにご承知の通りである。そして途上国やグローバルサウスをしっかりとデータ流通の議論の中に巻き込んでいこうというのが、いわゆる「データジャスティス」という新しい規範理論になる。例えば今お送りしたリンク<sup>1</sup>先の三つ目の項目「A Primer on Data and Economic Justice<sup>2</sup>」をご覧ください。イギリスとEUと南アフリカの人たちが中心になってGPAIで活動しているグループなのだが、さまざまな立場を加味した規範のあり方について議論する場を設けている。我々の規範とは果たして何なのか、その新しいテーブルの上で議論しつつ、自由流通以外の規範もしっかり認め、それを先進国としてどう理解するかを真剣に議論している。規範のある種の更新というべき、より広いステークホルダーでの議論を、この枠組にどう取り込んでいくことができるかが重要だと感じた。
  - 規範かベネフィットかという話で、まず規範を根拠に求めるのであれば、既に指摘された公衆衛生というのは一つある。WHOの実施規則に国際保健規則(IHR)というものがある。WHOは196カ国が参加しているため、非常にユニバーサルで拘束力を持つ条約である。そこには公衆衛生上の情報に関するサーベイランスやガバメントアクセス、あるいは通報や協議といった情報に関する規定がある。それらを実施するという枠組みにうまく持っていければ、DFFTは既存の義務を実施するために有効であり、だから規範であり、ベネフィットになるという主張もできる。そういう視点も活用できる可能性があるのではないか。
- データ流通とアカウンタビリティが接続していることが重要という点について、皆様のご意見から認識した。特に透明性が低いと、経済が回らなくなるといった「利益」を強調する説明は必要だというご意見は概ね共通のものだと理解した。履行枠組みを立ち上げるならば、政府、規制当局、あるいはマルチステークホルダーすべてにとって、目的を達成するためのコストが現状より下がる仕組みであるべきというのは、我々としても考えている。データの越境移転というトピック一般に通底するデータフローの規範がまだ不明瞭である現状を踏まえると、やはりルールから入るよりも、結果的にアカウンタビリティが実現される仕組みに向かって行く説明こそが、この研究会の中でも一つの柱としている補完性の部分なのだろうと考えている。その意味では、アカウンタビリティという用語、日本語に訳すると説明責任という意味だが、その責任の根拠はどこにあるのかという議論について、国際面におけるそのような責任の基礎に関してはまだ意見の収斂を見る段階ではないことから、ここは透明性を高めていくという言い

<sup>1</sup> <https://gpai.ai/projects/data-governance/data-justice/>

<sup>2</sup> <https://gpai.ai/projects/data-governance/primer-on-data-and-economic-justice.pdf>

方の方がいいかもしれない、と皆様のご意見を伺って考えた次第である。

### <報告のとりまとめ方針>

- 報告のとりまとめ方針について、まずは調査や企業のインタビューに基づいたファクトをベースにインセンティブを裏付けるべきである。また全般として透明性の確保に重点を置くべきと考えている。この研究会で当初から非常に望ましいと思っているのは、様々な産業やビジネスモデルにヒアリングをして、そこから導出された課題、障壁、越境移転のニーズ等が起点になっている点である。またこの取り組みを日本だけではなく、OECD に広げて、インタビューや調査を実施するという話を伺ったと記憶している。そこから上がってきたファクトはすべて検討の起点として示すべきではないか。当然それらは自国だけで解決できない課題であり、課題は別であっても相互に共有して解決すべきであろう。いずれにしても、ファクトをベースに透明性の必要性や、それに向けての実行枠組の必要性等を導出するというのが基本だと考えている。とりまとめ方針（案）の五つのポイント全体に共通するキーワードとしては、やはり透明性の確保になるのだろう。それが相互運用性、技術、補完性といった他テーマにも共通で効いてくると認識している。その辺、少しメリハリをつけていくと、いいのではないか。企業から見ると、先ほど意見もあったとおり、どの国に自分のビジネスが展開しやすいのか、スクリーニング、もしくは自分たちのビジネスについて網羅的にチェックしていく必要がある。おそらく個人情報保護だけではなく、日本の電気通信事業法と同様に業界ごとでも、様々なデータに関する保護、ガバメントアクセスに関連するような規制がある。データは全てに絡んでくるので、その縦横の折り重なりや広がり、隣接領域を可視化するとともに、その延長として、網羅的に調べるだけでなく、企業が整理しやすいようにマッピングするといった取り組みも重要になるだろう。同一条件ですべてを比較できる状態でない中で、どのように透明性を担保していくかが明確になれば良いのではないか。透明性による可視化はフィージビリティが高いという意味でも、そこを第一歩として、メリハリをつけた報告にしたい。

### <DFFT Intergovernmental Meeting の提案趣旨に関する確認>

- DFFT Intergovernmental Meeting の機能について、G20 のデジタルエコノミーワーキンググループでも同様の話はしているので、そことの違いがどこにあるのか、そこをどう補完できるのかという点は、最終的には説明をして行く必要があるのではないか。個人的には、G7 や G20 は比較的イベントに向けて走っていくイメージであるのに対して、DFFT Intergovernmental Meeting はどちらかというと、より定常的かつ安定的で、継続的に行なわれる取り組みという風に理解をしている。既存のG20 のワーキンググループとの差別化は説明の中でも意識してもいいのかもしれない。併せて、DFFT Intergovernmental Meeting の狙いについては、データローカライゼーションの緩和や制度のハーモナイゼーションに言及されていて、そこも結果としては狙っていけばいいのではないかと考えている。一方で、それを初めから前面に打ち出すと、参加のハードル、あるいはこういった取り組みを始めようという合意を作る際のハードルが上がるかもしれない。提案の趣旨は、こういう仕組みがうまく回っていけば、結果として、そういったことも DFFT Intergovernmental Meeting によって達成されることが期待できるという趣旨であろうと受け止めている。ローカライゼーションの緩和や制度のハーモナイゼーションに取り組むために設置するというよりは、仕組みをうまく回していけばこれらの達成も狙っていけるのではないかと、という位置づけだと、理解している。もし違ったらご指摘いただきたい。

- DFFT Intergovernmental Meeting におけるローカライゼーションの位置づけに関しては指摘されたとおりであり、hidden agenda として、最終目標としてそうならば良い、と理解頂いて問題ない。やはり賛同を得ないことには何も始まらない。うまくいけばという但し書き付きで、提案した次第である。

#### <DFFT における Non-politicization と Non-exclusiveness の位置づけ>

- Non-politicization と Non-exclusiveness は、どこまで本質的に重要視しているのか。DFFT についてはこれまで「G7 から始める」「有志国で取り組んでいくべき」といった言及が目立っていた。そこと Non-politicization や Non-exclusiveness の間をどういう説明で繋いでいくのか。有志国というコンセプトはあえて捨てて、とりあえず Non-politicization と Non-exclusiveness を前面に打ち出していくのか。今までの DFFT で語っていたような目線と、今回提案にあった G7 以外の国からも賛同を得ていくための留意事項との橋渡しのイメージがまだうまくできていないので、補足コメントがあれば伺いたい。
- Non-exclusiveness、Inclusiveness は本当に重要なポイントで、この研究会における経産省の主張からすると、DFFT は大阪トラックから始まっているが、通商トラックに限られない社会基盤全体を最終的に目指していると認識している。そういった文脈で G20 という射程も、ある程度強調されてきたと考えている。いわゆる大阪トラックの通商という枠組から外れると言う意味でも、既存の趣旨から外れた説明はしなければならないのではないかと。G20 といっても一帯一路とか、BRICS とか、そのあたりにつながっている国々があるので、やはり普遍的な枠組という意味で Non-exclusiveness、Inclusiveness について説明しなければならないだろうと考え、そういった要素を強調した。
- ご指摘いただいた DFFT の大阪トラックとの関係性や、Non-politicization という観点については、補完性のパートで説明する想定である。

#### <報告書作成のタイムライン>

- 報告書作成、公表のタイムラインについて伺いたい。クラウドの世界で最近、ソブリンクラウドという言葉が出てきている。各国法規制を遵守するクラウドのことで、クラウドベンダーは、ユーザーの煩わしさを解消する意味でもそちらの方向に向かっている。間に合えばそのあたりの動きも追記したいと考えている。
- この後、本日提示した資料をベースにワード版の報告書を作成していく。基本的には 12 月の次回会合を踏まえて、年内には取りまとめという流れになる。

#### <全体のまとめ>

- 透明性を高めるということが、畢竟、自国の規制の遵守の担保につながる、という指摘は大変重要だと考えている。ともすると「Data Free Flow」のところだけ強調されがちだが、やはり「with Trust」の部分をもどのように確保していくのか、遵守がしっかり担保されるのかという視点は、データ保護、あるいはデータ主体の保護を考えたときに、報告書の中に盛り込むべきであろう。

以上

<お問い合わせ先>

商務情報政策局 国際室

電話：03-3501-1843